

会 議 結 果 報 告 書

1 臨時会

2 開会日時 令和4年1月11日（火）午後1時26分

3 閉会日時 令和4年1月11日（火）午後1時44分

4 出席者 教育長 委員 4人

5 議決件数 3件

6 議決の状況	原案可決	2件	承 認	1件
	一部修正可決	0件	同 意	0件
	継続審議	0件		

7 議事録 別添のとおり

教育委員会臨時会議事録

1 会議年月日 令和4年1月11日（火）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田 憲章
委員	坂田 眞澄
委員	上之園 公子
委員	神原 謙治
委員	松本 真奈美

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第19号 代理行為の承認について

「令和3年（行コ）第26号退職手当支給制限処分等取消請求控訴事件に係る証拠の提出について」

日程第3 第13号議案 合同訓令の一部改正について

日程第4 第14号議案 府中町立公民館管理運営規則の一部を改正する規則について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	榎並 隆浩	教育委員会事務局主幹	大神 規正
総務課長	岩崎 雅男	学校教育課長	立花 淑子
社会教育課長	山本 進一	総務課課長補佐兼総務係長	松林 亮
総務課事業調整員	小路 靖子		

6 議事の内容

（開議 午後1時26分）

教育長 それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから臨時教育委員会会議を開催します。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

教育長 ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。府中町教育委員会会議規則第１８条第３項の規定により、私と神原委員を指名することとしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 では次に参ります。日程第２、報告第１９号「代理行為の承認について（令和３年第２６号退職手当支給制限処分等取消請求控訴事件に係る証拠の提出について）」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 教育部長です。報告第１９号。令和４年１月１１日。代理行為の承認について。令和３年第２６号退職手当支給制限処分等取消請求控訴事件に係る証拠の提出について、教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により代理したので、同条第２項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は総務課長が行います。

総務課長 総務課長です。資料１ページからの報告第１９号「代理行為の承認について」説明いたします。退職手当支給制限処分等取消請求控訴事件に係る証拠として、処分を決定した令和２年３月９日の教育委員会会議の議事録を広島高等裁判所に提出することにつきましては、先月、教育委員の皆様にも口頭で説明させていただきました。しかし、教育委員会会議で非公開とすることを決定している議事内容の記録を、裁判の証拠として提出することの判断は、本来教育委員会の権限であると考えられること、また一方で裁判所への提出期限が迫った緊急を要する事案であり、教育委員会会議を開催するいとまがなかったことから、教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により代理し、１２月２４日付けで広島高等裁判所に証拠として提出いたしました。よって、同条第２項の規定により報告し承認を求めるものでございます。なお、本件証拠については、訴訟当事者以外にこれが閲覧されることがないように、広島高等裁判所に対し、閲覧等制限の申し立てを行っています。説明は以上です。

教育長 何かご質問等ございますでしょうか。

(なし)

教育長 ないようでございます。よって日程第２、報告第１９号については、承認いたしましたと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようでございますので、日程第２、報告第１９号については、そのように決めます。

では次に参ります。日程第３、第１３号議案「合同訓令の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

教育部長 教育部長です。第13号議案。令和4年1月11日。合同訓令の一部改正について。府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は総務課長が行います。

総務課長 総務課長です。資料14ページからの第13号議案「合同訓令の一部改正について」説明します。府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正については、12月の教育委員会会議においてご承認いただいているところですが、その後、原案の内容に一部修正がありましたので、改めて議案として提出するものでございます。それでは、修正内容について説明いたします。資料23ページ、第13号議案参考資料をご覧ください。今回の一部改正では、ハラスメント苦情・相談処理委員会の構成員として、新たに学識経験者を位置づけることとしておりましたが、職場におけるハラスメントの有無を決定する場へ外部の者が参画する状況が適正かどうかということ。そもそも外部の者が参画する組織は附属機関となり、条例化が必要ではないかということ。広島市における学識経験者の取り扱いも、あくまで外部相談員としての位置付けとなっていること。といった事情を考慮し、委員会の構成員から学識経験を削除しています。なお、学識経験者については、委員長が必要と認めるときに意見を聞くことができる位置づけに修正しています。説明は以上です。

教育長 何かご質問等ございますでしょうか。

(なし)

教育長 ないようでございます。よって日程第3、第13号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようでございますので、日程第3、第13号議案については、そのように決めます。

では次に参ります。日程第4、第14号議案「府中町立公民館管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 教育部長です。第14号議案。令和4年1月11日。府中町立公民館管理運営規則の一部を改正する規則について。府中町立公民館管理運営規則の一部改正について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は社会教育課長が行います。

社会教育課長 社会教育課長です。資料24ページからの、第14号議案「府中町立公民館管理運営規則の一部を改正する規則について」説明いたします。本議案は令和3年12月23日に開催しました教育委員会会議12月定例会での報告第18号「代理行為の承認について」、令和3年第6回府中町議会定例会に提出された議案のうち教育委員会関係分で報告し承認をいただきました「府中町立公民館の設置及び管理条例の一部改正について」に関連するものです。今回の管理運営規則の改正は、府中町立府中公民館の改築に伴い、府中町立公民館の使用料の一部を変更するため、条例の一部の改正を行ったことにより、管理運営規則の一部を改正するものです。資料29ページ、府中公民館使用料改定資料をご覧ください。府中町立公民館の設置及び管理条例の一部の

改正ですが、「1 府中公民館使用料改定比較 改定後の欄」で示すとおり、時間区分を1時間として使用料を改定しました。部屋の区分としては、大ホールから和室までの9つの区分となっており、使用料は第4集会室の530円から大ホールの5,500円までとなっております。ただ今説明しました府中公民館の使用料の条例改正について、議員の皆様説明をするため、令和3年12月9日木曜日に、全員協議会を開催させていただきました。その際、議員の皆様から、使用料改定について、激変緩和や段階的な引き上げをすべきではないかなど意見をいただき、町内部で協議した結果、配慮すべきであると考え、それらの意見を加味した使用料改定を考慮しました。

「1 府中公民館使用料改定比較」をご覧ください。表の左端の列に旧府中公民館の室名を、その右の改定前の列に部屋ごとの面積・1時間当たりの使用料を示しております。その右に新府中公民館の室名、面積と1時間当たりの使用料を示し、その右に、差額Aとして、改定後の使用料と改定前の使用料の差を示しております。次に、その右にはR4・5年度の各年度の調整額を示しております。これは、この度の改定前後の差額Aを3年間で段階的に引き上げることから、3分の1を掛けております。3年間で段階的に引き上げることにしたのは、町内公共施設の使用料については、令和4年・5年の2年間において、検討や見直しを行うことから、その間は段階的に経過措置を設け、利用者の負担軽減を行い、令和6年度から、改定後の使用料へ移行するためです。この調整額が、各部屋の単年度の引き上げ額となります。

次に、「2 経過措置を踏まえた府中公民館使用料」をご覧ください。まず、令和4年度の使用料です。そこに計算式を示しておりますが、改定前の使用料①に先ほど説明した各年度の調整額②を足した使用料が、各部屋の令和4年度の使用料となります。令和4年度はこの使用料を徴収していきます。その右に令和4年度の減免額を示しております。これは、改定後の使用料からどれだけ減免になっているかを示しております。

次に、令和5年度の各部屋の使用料ですが、算式④にありますように、令和4年度使用料に各年度の調整額②を足した額が、令和5年度の使用料となります。その右には、同様に令和5年度の減免額を示しております。令和6年度で、今回の改定の使用料となります。

恐れ入りますが、資料25ページをご覧ください。この度の、府中町立公民館管理運営規則の一部を改正する規則についてでございますが、令和4年度・令和5年度と段階的に経過措置を行うため、府中公民館の使用料の減免の特例を定めるものです。第2条にありますとおり、使用料の減免の特例は令和4年及び令和5年に限ります。また、この規定では現行の減免規定に該当しない場合でも、使用料の一部を減免することができます。令和4年度及び令和5年度の減免額は附則別表（附則第2条関係）のとおり、資料29ページで説明させていただいた減免額となっております。

次に、冷暖房設備使用料の改正についてです。府中公民館の冷暖房設備使用料につきましては、府中公民館の改築前はコインタイマー方式で100円単位でしたが、新府中公民館では、コインタイマー方式をやめ、冷暖房設備の消費電力量で算定した使用料に改定します。冷暖房設備使用料の改定額は、資料25・26ページ、別表（第10条関係）のとおり1時間当たり50円から1,400円となります。また、今回の改正により、府中南公民館の区分の室名を実際に使用している室名に整理しております。

なお、府中南公民館の冷暖房設備使用料の改定はしておりません。説明は以上です。

教育長 何かご質問等ございますでしょうか。

(な し)

社会教育課長 少し追加で説明いたします。今ご説明させていただいたとおり、全員協議会とか、12月定例議会で議員の方からいろんなご意見をいただいております。12月定例議会でご意見をいただいた主な内容としましては、今回の使用料の引き上げ額は大きすぎると思うというご意見です。新築だから、これまでが安かったからと言われても住民感情からすると引き上げの幅が大きいと思う。これまでの減免措置が変わらないこと、影響が少ないとの見方があるが、特定の団体のみが急激な負担増になるというご意見と、公共施設の使用料については、全体的な見直し検討を進め、それが決まってから個別の施設の見直しをすべきではないか。また、使用料の見直しは、公共施設の維持管理の更新に多額の費用がかかるということから、利用者の負担増を求めるものであれば、一番の問題点は、現状の利用団体の大半が、全額免除団体の扱いとなっていることが大きいこと、減免の見直しと使用料の見直しはセットで考えるべきだと思うということとか、いろいろご意見をいただいております。以上でございます。

教育長 それでは、ご意見はないようでございます。よって日程第4、第14号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようでございますので、日程第4、第14号議案については、そのように決めます。

以上で本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉議 午後1時44分)